

「中古文学」ということ

坂本 賞三

はじめに

誤解のないようあらかじめことわっておくが、本稿は日本文学界で使われている「中古文学」という用語に何一つ注文などつけようとするものではない。日本文学界で使われている「中古文学」という用語は日本文学界のものであり、日本文学史の立場から「中古」という時代名称を使ったのはごく自然のことだと私は思っている。日本文学界で「中古」という時代名称を使った事情は、日本史の分野でも同様なことがあるのである。私が本稿で述べることはあくまで日本史の立場からのものであることは、以下述べることを読めば分かっていただけである。

私はさきごろ「軍人勅諭の「なかつよ」と「ちゅうせい」と題する小文」を書いたが、それは私たち後期高齢者とされた者のなかにはまだ断片的に記憶が残っている軍人勅諭を材料にとりあげて、明治年間まではまだ残っていた古来の日本史時代区分の変遷のごくあらましを紹介し、問題を知らせていたということからであった。

明治年間まではたしかに人々に知られていた古来の日本史時代区分の歴史の変遷をあとづけていくと、現在の私たちはいままでこの古来の日本史時代区分の存在をほとんど知らなかったことがよく分かる。いままで日本史上の時代区分に関する本格的な研究論文は一九五四年に出され

た山田英雄「日本における時代区分観の変遷―平安時代まで―」(1)ただ一編だけであった。同論文は副題に記されているように平安時代未まであって、続稿ができていくとあるが、ついに現在まで公表されていない。

そのような中で『平安時代史事典』(2)の中に「中古」という項が立てられているのが注目される。執筆者は角田文衛氏で、世界史・日本史にわたる該博な学殖によって多くの著書を世に出し、平安文学を生み出した背景についての著書も多い氏がこの「中古」の項を担当する最適の研究者であったことは衆目の一致するところであった。しかしながら上述したように日本史上の時代区分についての本格的な論文が山田英雄論文のほかなく、全体的なものが全くない状態の中で、角田氏のこの「中古」の記述に問題があったのはやむをえないことであった。いま後学者としては、かの悪条件の中で画かれた先学の記事を検証しながら前に進むことしかないだろう。

一

まずこの『平安時代史事典』の「中古」の記事であるが、本稿の論旨に関係があるのは冒頭の部分(下記(A))と、末尾の部分(下記(B))とであって、その間の記事は「中古文学会」の紹介であるから、原文は省略して要旨だけ記すにとどめる。

(A) 歴史を上古・中古・近古に三分した場合に設定された時代の名。それは歴史を上世・中世・近世に区分した時の中世と同意義である。同様な区分は上代・中代・近代にも見られる。しかし中代の語は中古と同じ意味であるが、ほとんど用いられていない。中古の語は『古六歌仙』『中古歌仙三十六人伝』の題名が示すように早くから用いられており、しかも文学史について使用されることが多かった。

(続いて全国組織としての『中古文学会』の結成と雑誌『中古文学』の発刊、そして秋山虔氏が「中古の文学」の時期を平安京遷都(七九四年)から鎌倉幕府開設(一一九二年)までとしたことを記す)

(B) それはよいが、国文学者がそれに続く時代として中世・近世を設定しているのは、あまりにも便宜的な措置といえよう。昭和年代の国文学界では、中古という語は、ほとんど用いられていない。

まず(A)から検討していこう。「中古」が「歴史を上古・中古・近古に三分した場合に設定された時代の名」というのはもともとの語の意味であるが、ではたして日本史上ではじめから上古・中古・近古に三分したことがあっただろうか。

日本史上の時代区分用語として圧倒的に多く使われてきたのは「上古・中古」と「近代」(実は「近代」は時代区分用語ではなかったのだが)である。角田氏はこのことをよく知っていたから上古・中古・近古と上代・中代・近代をここで記したのである。しかし問題は、圧倒的に多くみられた「上古・中古」は当初から二個セットとして使われていたのだが、しかしそこには当初から「近代」はなかった。平安時代には「近古」が史料上に僅かながらみえてくるが、その「近古」は既存の「上古・中古」とセットのものではなく、全く別個のものであった。「近古」が降って江戸時代中期になると、それまで「武家の世」の内訳として「鎌倉の世」や「室町の世」などといわれてきていたものを一括して、(既存の「上古・中古」に合わせて)「近古」とよぶようになった。

だからこの江戸時代中期から出現した「近古」は上述の平安時代にみられた「近古」とは全くの別物である。このように当初から江戸時代中期に至るまでのながい間「上古・中古」の二個セットだったのが、江戸時代中期になってはじめて「近古」が新しく作られて付加され、形ばかりの三個セットがようやくできたのであった。

三個セットとして日本史上時代区分で使われたことがないのは上世・中世・近世も上代・中代・近代も同様であって、これらは最後まで三個セットとして使われたことがなかった。現在の日本史時代区分では「中世」と「近世」とが組になっているが、この現在の日本史時代区分が出現したのは明治三十六年に出版された内田銀蔵『日本近世史』の中で提起された新しい日本史時代区分が原型となつて、それから後にできたものであった。そこでは全く「上世」など姿をみせたこともなく、またそこで「中世」と「近世」ができたのも、それぞれ別個にできてきていたのがたまたま並べられて二個セットのような形になったというだけなのであった。

現在の日本史時代区分の「近代」は大正年代以降に新しく作られた時代区分用語であって、「上代」・「中代」とは全く関係はない。なお「近代」という語は古くからずっと使われてきたが、それはただ「今ごろの」「近ごろの」というだけの意味で、定まった上限などないものだから時代区分用語ではありえなかった。この古くからただの「近ごろの」の意味で使われてきた「近代」は、天皇の代を「今代」・「近代」などといったその「近代」に基づくものであると推測される。なお角田氏が述べたように「中代」はごく稀にしかみえず、「古代」や「近代」がはたしてセットと意識されていたのかと思われる。

これら上古・中古・近古、上世・中世・近世、上代・中代・近代らは古く中国大陸で使われていたもので中国古典に記載があり、註(2) 山田英雄論文ではこれらを「三分による用語」と記しているの、私もこ

れにならって「三区分用語」とよぶことにする。日本ではこれら三区分用語を個別に使い、三個セットの形をとったのは江戸時代中期以降の上古・中古・近古だけだったことは前述した。

古くから日本で三個セットとして使ったことがなかったのは、日本では古くから「中ごろ」観があつて、現在とつながりがある「中ごろ」よりは前は現在とは直接関係がなく今では何もわからない昔だとみていた。この「中ごろ」に大陸伝来の三区分用語の「中古」をあて、「中ごろ」より前に「上古」をあてただけで事が済んだのであつた。「中ごろ」は現在までをいうのだから現在は「中今」なのであり、続日本紀宣命に四個みえる「中今」はこのことをよく示している。たとえば「高天原ゆ天降り坐し天皇が御世を始めて中今に至るまで」（和銅元年正月の宣命）というように「中ごろ」のはじめから今に至るまでとはつきり記している。なお付言しておくが、「中ごろ」には「中ごろ」の上限をいう意味と、その上限から現今に至る全時期をいう意味とがある。だからそれにしたがって日本で「中古」と記した場合にも右の二つの意味があるわけだが、日本で「中古」といった場合は主として全時期をいうようである。

文学をもたず過去の記録が全くなかった日本では歴史を三区分する必要がなく、三区分用語をセットとして受容するだけの素地がなかったのであつた。そして「中ごろ」観に合わせながらも歴史としての記録を作るようになってから年を経て、日本で歴史記録が蓄積されてくるとある変化が生ずるに至るのだが、それは後述する。しかしながら日本で歴史記録が蓄積されてきた後にも日本人の中に「中ごろ」観は生き続け、明治になってからも「中ごろ」「中古」などの語が使われており、明治五年刊の『世界風俗往来』（児童に世界の歴史・地理の概略を教えるとともに、習字の手本とすることを意図したもの⁽¹⁾）で「中古」（なかがごろ）と注されているのはこのことをよく示している。

日本が大陸から受容した三区分用語は、西欧史学の三分法（古代・中世・近代）とは質的に異なっている。(a) 西欧史学の三分法は古代・中世・近代それぞれ時代が固定しているが、三区分用語はどれだけ年が経っても過去を三分するのだから、ゴム紐を伸ばすようなもので、たとえば昔に「近世」とよんだ事柄も、現今では「中世」とか「上世」になつていく、というわけである。(b) 西欧史学三分法がそれぞれ固定した時期であるのは、その固定した時期の歴史的な時代特性を基にして設定されたものだからである。それに対して三区分用語は、現在からふりかえって見たながい過去の間に存在するある事柄の位置を判別するための目印なのである。しかしこのように年数を経ると変動する三区分用語の時代区分では非常に不便だから、中国では王朝名による時期表示（たとえば唐の中期とか明の後期、あるいは唐の開元七年といったように）がとられていることは周知のごとくである。

さて「中ごろ」観を「中古」・「上古」と記しながら文学による歴史記録を記すようになった日本では、もともと「中ごろ」は現在につながる時代の範囲をいうものだから、年が経つにしたがつて（現在が変化するにしたがつて）「中ごろ」の範囲も次第に新しくなっていく。実際に六国史をみても「中古」と「上古」との境はだんだん新しくなっていく。註(2) 山田英雄論文の末尾に、平安時代末までの日本史時代区分用語関係史料上にみえる「中古」「中間」「中比」「中来」と「上古」「上世」を表示したものが掲載されているので、同表をみるだけで、一目瞭然である。

ところが一二世紀に入ったばかりのころから、王朝貴族の日記にみえる「中古」は延喜以後、「上古」はそれよりも前、というように時代区分が固定し、以後ずっとその時代区分が固定したまま八百年続いていくのであつた。（六百年後の江戸時代に入ったころ「中古」の上限を大陸文化受容期―それを象徴する律令国家成立まで遡らせたが、固定したことに

は変わりがなかった)。この「中古」と「上古」との境界が延喜に固定されたのは、中央政府で国政問題の審議を行うときに先例をどのように扱うかということから生じた。十二世紀のはじめ天仁元年（一一〇八）十月十一日白河院が公卿たちをあつめてある問題について意見を徴したあと、白河院が先例は「延喜天曆以後例」を用いるべきであつて（仁和年間のような）「上古希代例」を用いてはならない、と命じた。この先例についての「中古」と「上古」との区分が、『愚管抄』（卷三）や『神皇正統記』（光孝天皇）の記事においても時代区分として使われ、新井白石の『読史余論』の九変・五変時代区分の冒頭にも右の『神皇正統記』の時代区分記事がそのまま引用されたのであつた^①。この十二世紀初頭の「中古」・「上古」固定からあと日本ではずっと、（本来はゴム紐のように伸びて使われるはずの）三分用語を使いながら、時代区分は固定したまま明治年間を過ぎつていっていたのであつた。

さて「中古」・「上古」が固定されてしまうと、いつまで経っても「中古」であり続けることになる。こうなると過去の時点の位置を示すという時代区分の役割を全く果たすことができない。事実、そのような状態になつていたのである。このような中で新たに、過去の時点の位置を示すための時代区分の役割を果たすために出現してきたのが「武家の世」ということであり、その「武家の世」の内訳として「鎌倉の世」・「室町の世」などが使われ始めた。これら新しい時代区分のしくみをよく示すのが註（一）拙稿で紹介した太宰春台『経済録』凡例^②の記事である。

鎌倉ノ世ト云、室町ノ世ト云、是則武家ノ国号也。箇様ニ其一代ノ惣号ヲ称セザレバ、時代別レズシテ、古今ノ事実混乱スル故ニ、上ニテ国号ヲ立ラレネドモ、自然ニ下ヨリ如此称スル也。

なお「公家ノ世」では「中古」と「上古」との区別があつて、とくに内訳を設けなければならぬ必要に迫られることもなかったの、そのまま放置された。明治になつてから奈良時代・平安時代という時代

区分が出現して、既にあつた「武家の世」の内訳としての鎌倉時代・室町時代などと同列の時代区分がここに出揃うことになつた（奈良時代のもとなつた「奈良の都」の時代ということはすでに江戸時代後期の国学者が使つていた）。

いっぽう江戸時代に入るころから人々が自然に使いはじめた「武家ノ国号」に対して、古くからの「上古」・「中古」に合せて新たに「上古」という時代区分名称が江戸時代中期ごろから使われはじめた。新井白石『東雅』^③に「上古、おのづから上古の俗あり。中古、おのづから中古の俗あり。近古、おのづから近古の俗あり。」と記した「近古」は、太宰春台が「武家ノ国号」といつた「鎌倉ノ世」・「室町ノ世」などを総称したもの（織豊の天下統一まで）であり、この「上古」・「中古」・「近古」という時代区分は明治年間にもずっと世間一般の通念とされていつた^④。すなわちこの「近古」は、「中ごろ」として現在まで続く中の「武家の世」の部分に被せた外被であつて、「中古」・「上古」と同質のものではなくあくまで「中古」の後半部分に被せた外被にすぎない便宜的な名称なのであつた^⑤。ただ外観は上古・中古・近古というセットの外観をなしているので、世間の人々に受け容れられたものと思われる。

ここで一言ことわつておかなければならない。内田が『日本近世史』で提起した新日本史時代区分は外見上は現行日本史時代区分のはじめであるが、それがそのまま直接現行のものになつていつたのではなく、内田が提起したものはその基本構想が破綻したのであり、そのあと新たに構想を変えて内田の新日本史時代区分案の形だけを踏襲した学説が主流となつて現行のものになつたのである。このことについては拙稿「日本史「中世」概念の形成」で述べる予定である。いま本稿でこのことに言及すると論が多岐に及び紙数をかなり要するので、ただ外見上の形だけ内田の提起がはじめ、ということにとめてい

二

次に(B)である、角田氏は、日本文学史で中世・近世を使いながら「中古」を使うのはあまりに便宜的なやり方だ、というのである。一見したところ「中古」を使ったのは木に竹をついだように見えるかもしれないが、しかし実はこれにはしかたない事情があるので、日本文学史で「中古」を使ったのはごく自然なことなのであった。この問題を考えるとき、まず現在の日本史時代区分の「古代」がどのようにして定められたものかをみておく必要がある。さきに註(5)拙稿で述べたように、現在の日本史時代区分の原型が提起されたのは明治三十六年に刊行された内田銀蔵『日本近世史』の中においてであって、そこで提起された中で「古代」と「中世」はそのまま現在のものになっている。

明治になるまで日本史の時代区分で「古代」という時代区分名称が一般に使用されたことはなかった。江戸時代の日本人が中国大陸の古い歴史を述べる際に、中国大陸で文字によってかなり古い時代まで遡って歴史を知ることができるのを「古代」とよんでいるのは、江戸時代に日本で「上古」といえば大陸文化を受容する前の段階を意味していたので、文字がない昔をいう「上古」と区別して、文字によって歴史を知ることができる中国大陸の古い昔を「古代」とよんだのである。だから他の異国たとえばギリシアやローマなど文字でわかる古い昔も「古代」とよんでいる。

ところが明治になって日本の歴史学界で、「上古」と、「中古」の律令国家段階の部分とを合わせた時期を「古代」と称したものが現れはじめた。その日本の「古代」というのは、既存の日本史時代区分の「上古」と「中古」を変えて新たに「古代」を割り込ますというのではなく、既存の「上古」と「中古」はそのままにして、その外側に別に設定したものであった。その実例として、内田銀蔵遺稿集⁵⁾に収められた[A]「日本

古代の通貨史に関する研究」(明治三十一年)、[B]「日本古代の村落制に就きて」(明治三十三年)、[C]「日本古代に於ける人民の移住に就きて」(明治四十一年)をとりあげよう。そこに記された関係記事は次のごとくである。

[A]「日本古代の通貨史に関する研究」(明治三十一年)

(a) 我国古代の権衡の制たる雑令の規定に就きて稽ふるに

[B]「日本古代の村落制に就きて」(明治三十三年)

(a) 我国の上古、則ち大化改新以前の時代に於て

(b) 一方には又中古の時代に於て班田收授の制度が立つて居つたことであつて、

(c) 余輩が日本上古村落の性質及其發達沿革を討究するに当り(中略)

第一、日本上古の村落は(下略)

第二、日本上古の村落は(下略)

第三、我国の村落制は古代にありて政治法制上の沿革特に隋唐法制継受の結果として、如何なる影響を受け、如何なる、変遷を為したるか

[C]「日本古代に於ける人民の移住に就きて」(明治四十一年)

(a) 日本古代に於ける人民の移住と云ふことは頗る範圍広き問題なるが、前には先づ我が国上古及中古の時代に於ける人民移住の事実を凡そ四項に大別して聊か略説する所あらんとす

(b) 上古の事実は多く己に滅びて今は伝はらず、古史には只其の片影を留め、其の一斑を伝ふるに過ぎず。

(c) 此の關係に於て中古の世に夷俘を鎮西に配置して警固に充て、新羅の賊に備へたること思ひ合はずべし。

(d) 上古の時代特に其の終りに近き頃、即ち安閑天皇及欽明天皇の御世に於て

(e) 奈良朝より平安時代に至りては権門勢家、膏腹の地を占め、莊園を建置して其の開墾を計ること盛に行はれたり。

これらを通してみると、表題では「古代」といいながら文中では「上古」や「中古」がよく使われていることがまず目にとまる。では「古代」と「上古」・「中古」とはどのような関係にあるのだろうか。まずはじめに明治三十六年の『日本近世史』より前のものである[A]と[B]についてみよう。

「上古」の意味を明示しているのが [B] (a) であつて、「上古」とは大化改新以前であると記し、ただ単に「古い」「昔の」というだけの意味ではないことを示している。この「上古」とは大化改新以前だというのは、内田が日本経済史の講義などで「基も普通に行はるゝ区分」として使った当時世間一般に行われていた日本史時代区分の「上古」である。(b)。

では「中古」はどうか。[B] (b) の「中古の時代」では班田收授の制度があつたと記している。「中古」はずつと律令法が行われていた時代である。

では問題の「古代」はどうだろうか。[B] (c) は「日本上古村落の性質及其発達沿革」を論題とすると述べたあと、第一と第二とでは「上古の村落」と記すが、これは古来からの性質をとりあげているからである。ところが第三では「我国の村落制は古代にありて」隋唐法制を継受した結果、どのような影響を受けたか、というのであり、中国大陸から受容した律令法制が及ぼした影響というとき「古代」と記したことがわかる。中国大陸から受容した律令によつて支配した律令国家の時代は右述の「中古」なのであり、第一と第二の「上古の村落」と律令国家の段階の「中古」にまたがる時期をいうために「古代」とよんだことがわかる。前記の「中古の時代」の班田收授の制度と記したのも、班田制度が行われた全時期ということからだったのである。

ここで明治四十一年（一九〇八）の[C]をとりあげよう。[C]は明治三十

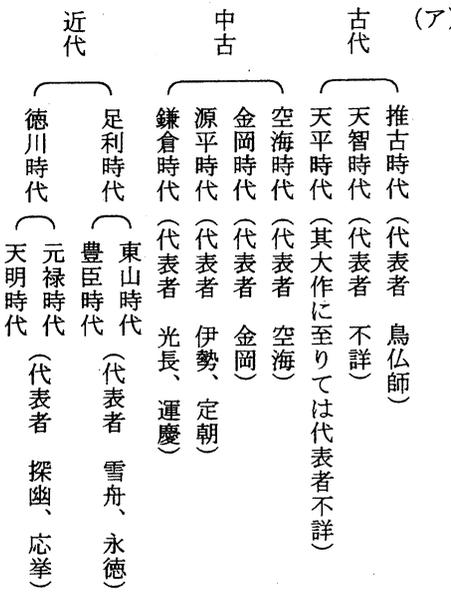
六年の『日本近世史』より後の論文であるが、この論文では「上古」や「中古」が使われていて、『日本近世史』で提唱した「中世」は使われていない。またこの[C] (d) で「上古の時代特に其の終りに近き頃、即ち安閑天皇及欽明天皇の御世」と「上古」を時代区分用語として使っているが、[C] (a) で「日本古代に於ける人民の移住」といつたあと「我が国上古及中古の時代に於ける人民移住の事実」と記しているのは、まさに前述の [B] (c) 及び [B] (b) と同じである。なお[C]論文にはここに掲載しなかつた「上古及中古」ということがみられるのだが、いずれもずつと時代が降つた「中古」を含むような内容ではない。「中古」が単独で使われている[C] (c) も律令国家全段階のことである。

そしてこの「古代」が律令国家段階から後には及んでいないということ裏付けるといってよいのが[C] (e) である。ここでは莊園が続々と立てられてきたことを述べて「奈良朝より平安時代に至りては」と記している。これは、時期としては世間一般でいう「中古」にびつたりあてはまるはずである。それを何故ことさらに「奈良朝より平安時代に至りては」と記さなければならなかつたのであろうか。ここでいう「古代」が平安時代を含まなかつたから、ことさらに「奈良朝より平安時代に至りては」と記すしかなかつた、と説明するしかないであらう。ただし「古代」がいつまでか—平安時代のいつまでなのか、は不明であるけれども。

では何故に明治の学界でことさらに「古代」を別置したのであろうか。ここで注目されるのは、ことさらに既存の「中古」初期の成立期律令国家段階を「古代」としたことである。「古代」別置のポイントはここにあると考えられる。すなわち、受容したばかりの大陸文化をまだ消化しきれなかつた段階を区別すべきだということが、学界で強く意識されてきたからだと考えられる。だからこの「古代」は、既存の「上古」全部なのではなく、「上古」の末尾で大陸文化を受容しはじめた時期だけを「古代」に含めるとしたのである。

もともと江戸時代に入るころ、それまでの王朝貴族社会で生まれた延喜以降を「中古」とするとういう理解を変更して、「中古」の上限を大陸文化の受容、その象徴としての律令国家の成立へと移動させたのは、巨視的にみて大陸文化の受容を画期とする解釈にあつたと思われる。だから鈴木胤『離屋学訓』の時代区分では「中古トハ、大抵 欽明天皇ノ御時ヨリ平相国ノ執政ノ時迄ヲ云」と記していた。内田銀蔵が日本経済史講義で使った世間一般の日本史時代区分で大化改新を「上古」と「中古」の境界にしたのは、境界の時期を明確にするためであつて、なにも鈴木胤の記述と考え方の相違があつたわけではない。

このように明治に入ってから学界で使いはじめた「古代」の好例が、岡倉天心が明治二十四年度の日本美術史講義⁽¹⁾で使った日本美術史時代区分の「古代」である。この岡倉天心の明治二十四年度日本美術史講義の時代区分はいくつかの論文で引用されているが、いずれもみな次に掲げる(ア)だけである。しかし同年度講義ではほかにイ・ウもあり、ア・イ・ウを通して理解すべきであるから、ここでは(ア)・イ・ウすべてを掲示する。



(イ) 総叙

〔上古〕 推古帝時期
奈良朝時代 天智帝時期
天平時期

第一期
第二期

〔中古〕

藤原氏時代 (平安朝)
弘仁時期
藤原時期

延喜時期
源平時期
第一期
第二期

〔近世〕

足利氏時代 東山時期
豊臣時期 寛永時期
徳川時期 寛政時期

〔総叙〕では「上古を奈良朝時代と称し、中古を藤原氏時代と称し、近世を足利氏時代と称す」と付記されているので、これを右表に〔一〕で入れた。

(ウ) 「足利時代」の文中の記事

日本美術史を大別して、古代、中世、近世の三時代となし、古代は奈良朝、中世は藤原氏時代及鎌倉時代、近世は足利氏時代とす。

ここでことわっておかなければならないのは、これは岡倉天心が日本美術史の時代区分として作成したものだ、ということである。時代区分というものはそれぞれの分野固有の観点からなされるものだから、それぞれの分野に固有の独自の時代区分が作成されるのは当然のことである。木村尚三郎氏はある会誌で「歴史学と現代」という特集を編集した記事で次のように記している⁽²⁾。

問題のとりあげ方次第で、極端にいえば昨日が過去と捉えられることもあるし、百年前が現代のうちに認識される場合もある。現代をどう捉えるかに従って、様々の時代区分がなされるし、また事実これまでなされてきた。時代区分はそれ故つねに主観的・相対的であり、絶対的・客観的な、永久不変の時期区分などはどこにも存在しない。これは「歴史学と現代」という特集のものであるが、文学とか芸術その他あらゆる分野の主題からも同じことがいえるのである。

もちろん天心の日本美術史も日本史の中にあるから天心はここで「上古・「古代」・「中古」・「中世」・「近世」など日本史時代区分用語を使っている。「中世」はこの明治二十四年ごろにはまだ「なかつよ」と読んで「中古」の意味であった。また「近代」はまだこのころは昔ながらの「今ごろは」というだけの意味で時代区分用語ではなかつたが、天心は足利時代を（明治）現在につながるはじめと解していることから、天心は足利時代を（現在につながる）「近代」といったのであり、「近世」というのと全く同じものであった。

さて問題の「古代」であるが、(ア)・(イ)ともに推古時代・天智時代・天平時代を内容としていながら、(ア)では「古代」、(イ)では「上古」とよんでいる。そして(ウ)では「古代」を奈良朝としているが、これは(イ)の奈良朝時代のことである。すなわちここで天心がいう「古代」は、内田銀蔵が諸論文でいって「古代」と同じ内容のもので、大陸文化を受容しはじめてから日本律令国家が成立したころまでをいうのである。日本の美術としては、大陸文化を受容するより前の、大陸文化の影響を受けていない日本在来の美術品と言えるものは残っていないので、純然たる意味での「上古」は設定することができない。(イ)で奈良朝時代を「上古」としたのは、「中古」に対して「上古」とよんだのであって、それ以上の意味はない。

注目されるのは「古代」を天平時代までとし、次の「中古」を(ア)では空海時代から、(イ)では弘仁時期からとすることである。もちろんこれも天

心の日本美術史としての時代区分であることは十分承知しておかなければならない。しかし「古代」という用語が学界で成立期の律令国家段階までという意味でことさらに別個に作られたものだとすることを、天心は十分に承知して使っていたはずである。でなければ「中古」に対して「上古」とするだけで何も問題はなかつたはずなのである（大陸文化の影響を受けていない日本在来の美術品としてとりあげることができものがなかつたのだから）。天心が空海時代からを「中古」（ウはこれを「中世」と記したのである）としたことは、まさに日本美術史としての時代区分であった。「中古」を平安時代のいつからとするかは、それぞれの分野からの見方によって異なるであろう。

では以上みてきたように明治になってから学界で新たに「古代」という時代名称を使いはじめたことは、現在の日本史時代区分の「古代」とどのような関係にあるのだろうか。結論を先にいえば、内容は両者全く無関係なのである。

現在の日本史時代区分の原型がはじめて提起されたのは明治三十六年に出版された内田銀蔵『日本近世史』であつたといふことは、本稿でも前述したとおりである。その内田の提起とは次のようなものであつた。¹⁶ 蓋し日本史の場合において、近世の時期はこの第三の見解に従い、江戸時代の初めより起るとし、而して鎌倉及び室町時代は、これを従来しげば唱えられたる如く近古といふこととするか、もしくは西洋史の例に倣いて中世といわんこと、衆人の耳に最も入り易くして、かつ妥当たるを失わざることならん。また明治維新以後の時代は、今日にありては、これを近世といわんよりも、むしろ最近世と称すること、一層適當なるべきを覚ゆるなり。

内田は西欧史学三分法を適用した新たな日本史時代区分を創設するために、三分法を日本史に適用する基点として三分法のモダンエイジを日本史の江戸時代に比定し、これを基点としてそれに前接する時代（日本

史でそれまで「近古」とよんできた時代)をミドルエイジに充て、ミドルエイジの和訳語「中世」をその日本史時代区分用語とすることを提唱した。三分法のモダンエイジの和訳語は「近世」であったから、モダンエイジに比定された江戸時代は「近世」とよび、明治維新以後は「最近世」とよぶのが適当だ、としたのである。

右に引用した個所が内田が提起した新しい日本史時代区分の説明である。ではそこに「古代」が見えないではないか。そのとおりこの主旨説明には「古代」は記されていないが、他の個所に記されているのである⁽⁹⁾。故に近世史の研究においても、先ず中世(近古)の事実を考え、或いは更に遡りて古代の事実より説き始むること、また往々にしてその必要あるべきなり。

内田がそれまで「近古」とよんでいた時代を日本史のミドルエイジに充てて新たに「中世」とよぶことを提唱したことは右述したとおりだが、その新「中世」の前(すなわち鎌倉幕府成立より前の時代)を、内田はさりと「古代」とよんでいるのである。これはいったいどういふことなのであるうか。

それまで在来の日本史時代区分で「古代」という語が時代区分として使われたことはなかった。そのことは本稿で前述したとおりである。いわんや鎌倉時代よりも前の時代を「古代」とよんだことなどあるはずもなかった。それを、主旨説明から外れた個所でさりと「更に遡りて古代の事実」と記して、それが三分法適用の新日本史時代区分の「古代」として現在に至っているのである。

内田は、新「中世」より前の時代をどのように命名するかで困っていた。新「中世」の前を「中古」とよぶことはできない。「中古」は「中世」^{なかつよ}ともよばれ記されてもいたのである。「上古」とよぶこともできない。「上古」には日本で文字のない昔というイメージが強く、在来の日本史時代区分でなく使われてきていて、鎌倉幕府成立より前にはとても使えない。「上

世」とすれば「近世」「中世」とうまく合うではないかという意見が出されるかもしれないが、「上世」は「かみつよ」であって「なかつよ」と対になつて使われてきたものであった。だから「なかつよ」と区別される)新「中世」を創始するからには「上世」を使うことはできなかった。ミドルエイジの和訳語「中世」を使ったのだから、同じくアンティクイティの和訳語「古代」を使うしかなかったのである。

このような次第だから、内田が提起した新しい日本史時代区分の「古代」は、明治の学界で新たに使いはじめていた「古代」とは全く何の関係もないものであることはもちろん、鎌倉時代より前をすべて一括してしまふ時代区分もそれまでの在来の日本史時代区分ではみられなかったものであった。内田が新「中世」より前をすべて「古代」としたのは、西欧史学の三分法の形に合わせるためであつて、それ以外の理由は考えられない。そもそも内田はモダンエイジを日本史のどの時代に比定するかだけしか眼中になかったのであつて、ミドルエイジ「中世」もつけたりでしかなかった。だからすぐに福田徳三の論に日本史学界の主導的地位を奪われてしまったのである。それより前の「古代」はただの遠い昔というだけではなかつた。

上原専祿氏は『歴史学序説』⁽¹⁰⁾で、

ヨーロッパ人が十六世紀以来現代にいたるまで、彼らの生活の歴史的展開をなぜそのような時代区分においてとらえようとしたのか、その歴史の意味をかえりみるることなしに、あるいはその点をかえりみることもあまりにおそまつのまま、東洋の近代とか、あるいは日本の古代という言葉を使っている、ということがありはせぬだろうか。

と記している。ここで「東洋の近代」とともに「日本の古代」をあげていることが注目される。また堀米庸三氏は「ヨーロッパとは何か⁽¹¹⁾」で、「ギリシア・ローマの古典古代史はなぜヨーロッパ史の第一章をなすか」という試験問題を冒頭に掲げて興味深い説明をしている。このようにヨーロ

ツパ史の「古代」は三分法の中で然るべき歴史的な意義があるものとされ
ているのだが、それとくらべてただ古い昔というだけで「中世」より前を
一括して日本の「古代」とした内田のやり方が、いかに西欧史学三分法の
「古代」とは無縁の、ただ形だけの模倣にすぎなかったかがわかる。

しかしながらこの内田が定めた「古代」の中において、歴史的意義を明
らかにする研究がやがて開始されていくのであった。

三

内田が日本「中世」より前を一括して「古代」とした日本史三分法は、内
田の立てた日本史三分法の構想が破綻した後も、その日本史三分法の形
はそのまま伝えられていった（この経緯は別稿で述べる）。そこでその
「古代」は茫漠とした古い時代としてほうり出されてしまったのであるが、
内田自身この「古代」に困っていた。内田が明治四十三年八月に京都帝大
夏期講座を行ったとき、「古代」のほかに「上代」・「中古」も使っている
（また奈良時代・平安時代という明治になってできた名称も使っている
が、ここでは「上古」・「中古」などの古来の時代区分用語を問題とする）。

たとえば「朝鮮半島は、古代に於て我に属したものが、上古の末中古の初
めに於て我から離れたけれども²⁸」というように。このように内田本人
が「上古」・「中古」を使わなければならなかったのだから、世の人々も茫
漠たる「古代」の内部の時期を示すため「上古」・「中古」を使っていた。

しかしながらそのようなことは古代―中世―近世という時代区分を採
用している中で不整合なことであって、次第に「古代」の内部は奈良時代
・平安時代といった政権所在の時代区分をもつばら使うようになってい
った。昭和八年（一九三三）に出版された牧健二『日本法制史』（国史講
座刊行会）では、上古（国初より大化改新までの不文法時代）・中古（大
化元年以後の支那法継受の時代）・中世（文治元年守護地頭補任勅許の年

以後の武家法の時代）・近世（略）・現代（略）と時代区分していた。こ
れは「中世」以後をみても分かるように新日本史三分法を採っているのだ
が、「中世」より前は古来の区分である「上古」と「中古」とに区分したのは、
新区分の「古代」ではどうしようもなかったからであった。一書の時代区
分で「上古」・「中古」を採ったのはこのころまでであって、それから十
余年経った戦後にはもはや一書の時代区分で「上古」・「中古」を探るもの
は見当らなくなっていたし、文中でも「上古」・「中古」を記すことはほとん
ど見られなくなっていた。一般的に「古代」としてその内部は奈良時代・
平安時代など政権所在地時代区分で区分された。

ところで「上古」・「中古」はもともと日本古来の「中」を大陸伝来
の三区分別用語を使って示したものであった。それが千余年もの年月を経
てもなお明治の人々の中に生き続けていたことは先述の「中古へなごころ
」、『世界風俗往来』に明らかなおりでである。その「中古」と「上古」
との境ははじめのうち流動していたが、十二世紀に入ったばかりのころ
から「中古」は延喜以後、「上古」はそれより前というように固定した²⁹。し
かるに江戸時代に入ったころ「中古」の上限を律令国家成立まで遡らせる
ようになり、明治になっても一般的にそのように理解されていた。

ところが明治のはじめごろ、前節で史料をあげて説明したように学界
では、日本に大陸文化が伝えられはじめたから日本で律令国家が成立し
日本で律令中央集権国家が設定されていった期間（「上古」の末から、「中
古」のはじめ律令国家の時期まで）を特に「古代」と称するようになった。
この「古代」とは日本に大陸文化が伝えられはじめたからやがて大陸風の
中央集権国家たる律令国家が日本で作られていった時期をいうのであり、
要するに大陸文化を受容しはじめた日本がひたすら新しい文化を受容し
咀嚼することに専念していた時期を独自の段階として認め、その新文化
が日本の風土の中に融合した段階と区別すべきだと主張したのであった。
すなわちそのことは、江戸時代に入ってからあと「中古」は大陸文化が日

本に伝来しはじめてから以後、と一本でしか考えていなかったのを、大陸文化の受容段階と、大陸文化を日本の風土の中に融合させるようになった段階とに区別し、それぞれ独自の段階として認めようとするものであった。それは、「上古」（大陸文化伝来以前）―「古代」（大陸文化伝来以後その受容租借段階）―「中古」（大陸文化が日本風土に融合した段階）ということであって、「中古」を延喜以後とした十二世紀以降の理解を回復させるものであったことに注目しなくてはならない。

「中古」を大陸文化を受容しはじめたところからと変えた江戸時代においても、本居宣長は「中古」を延喜以後とする伝統的解釈を固持していたように、王朝時代日本文学の研究者たちの間ではこの伝統的解釈が保たれていたようで、この雰囲気の中で王朝時代の文学・語学の研究が進展していったと考えられるのである。

さて「中古文学会」が結成されたのは一九六六年（昭和四一）とのことであるが、茫漠とした古い時代として一括された「古代」の内部で限定された時期の名称を立てなくてはならなくなつたとき、ここで「中古」が出されてきたのはごく自然なことだつたのではなからうか。日本史では政權所在地時代区分で「平安時代」とされていたことから「平安文学」という称も使われていただろうが、（機械的時代区分の臭いがある「平安」よりも）伝統的な「中古」が採用されたのは当然のことと思われる。もしこれを不整合だというなら、では「中世」・「近世」と整合するどのような名称があるのだろうか。

さてそれでは日本史の分野ではこの「中古」の時代をどのようにみているのだろうか。日本史で基礎的研究の蓄積による通史・時代史が著されるのは明治末から大正に入るころからであるが、右の「中古」の時代については、撰閲家の榮耀と国風文化の成熟が述べられる一方で、律令制の崩壊によって地方政治は荒廃し荘園が濫立した、というのが通史・時代史の決まり文句のように記されるのが常であった。一九六八年（昭和四

三）に『平安文化史論』^②を著した目崎徳衛氏は同書末尾の「後語」で、（同書刊行当時の昭和四十年代ごろには）日本史学界では平安時代を、政治的・社会的には律令制の崩壊とする一方、文化的には国風文化成熟期としていたことについて、次のように記した。

こうした評価の極端な分裂が、戦後の歴史学界における平安時代研究の貧寒と、国文学界における中古文学研究の豊饒という対照的な現象をもたらし、又それによって歴史像の分裂はますます固定しつづけるように思われる。

戦前から平安時代には律令制が崩壊して地方政治は荒廃して武士が各地で生まれたと説明されてきたが、では王朝の榮華や国風文化はどのような基盤から生まれたのかという極めて素朴な質問に一言も答えることができなかったのであつた。戦後になると平安遺文による研究がはじめられて地方政治の荒廃ということはかなり是正されるようになったが、目崎氏が同書を刊行したころにはまだ律令制の崩壊ということが記されていて、目崎氏は右のように記したのであつた。なお目崎氏は十五年後の一九八三年（昭和五八）に『百人一首の作者たち―王朝文化論への試み』^③を著し、「中古文学」初期の背景を論じている。

日本史の分野でもすでに昭和三十年代に入つたころに、十世紀以後の国家を「王朝国家」とよんでそれまでの律令国家と区別する構想が出されはじめており、たとえば一九五八年（昭和三三）に発表された戸田芳実氏の「国衙領の名と在家」^④などには「王朝国家」が使われていた。この考え方に啓発されて私が延喜以後の国家制度の骨組みを論じたのが一九七二年（昭和四七）の『日本王朝国家体制論』^⑤であるが、政治史で撰閲政治・院政とされている底に全国支配のしくみが律令国家とは変わっていることに注目しなくてはならないのである。

註

- (1) 『日本歴史』七五一号研究余録(二〇二〇年)
- (2) 『史学雑誌』六一―一二(一九五四年)
- (3) 『平安時代史事典』(角川書店 一九九四年)
- (4) 平安時代の「近古」の意味をよくあらわしている好例として『玉葉』承安三年七月十九日条に、「近古」に一・二このような例があったが、「近代」にはすでに流例となつてゐる、と記している。絶えず新しくなつていく「近代」の後にとり残された古くなつた「近代」を「近古」とよんでいるのである。この平安時代の「近古」については曾我良成『王朝国家政務の研究』(吉川弘文館 二〇一二年)二二二―三頁参照。
- (5) 拙稿「江戸時代を「近世」ということ」(『日本歴史』七六九号研究余録 二〇一二年)
- (6) 『世界風俗往来』(『日本近代思想体系 歴史認識』岩波書店 一九九一年)
- (7) 拙稿「先例と時代区分―『台記』にいたるまで―」(『史人』三二二〇一一年)
- (8) 『経済録』凡例(『日本思想体系 徂徠学派』岩波書店 一九七二年)
- (9) 『東雅』(『日本思想体系 新井白石』岩波書店 一九七五年)
- (10) 註(5)拙稿
- (11) 山片蟠桃『夢の代』は、本来の「中古」及び「中古」の別称「中世」^{なかよ}とを江戸時代に入る前までずっと一貫して使つており、「近古」を全く使っていない。学術的記事が多い『夢の代』は、時代区分も学術的であつた。
- (12) 『日本経済史の研究』(同文館 一九二二年)
- (13) 註(5)拙稿
- (14) 『天心全集』甲之二(日本美術院 一九二三年)
- (15) 「『歴史学と現代』を特集して」(『歴史教育』一一―一四 一九六四年)
- (16) 『近世の日本・日本近世史』(東洋文庫 平凡社 一九七五年)一六三頁。本書は原文を新仮名遣いに改めている。
- (17) 註(16)書一六四―五頁。
- (18) 『歴史学序説』(大明堂 一九五八年)一八頁。
- (19) 「ヨーロッパとは何か」(増田四郎編『西洋と日本』中公新書 中央公論社 一九七〇年)
- (20) 『国史総論及日本近世史』(内田銀蔵遺稿全集第三輯)(一九二二年同文館)の「国史総論」第四 七四頁。
- (21) 註(7)拙稿。
- (22) 『平安文化史論』(桜楓社 一九六八年)
- (23) 『百人一首の作者たち』(角川書店 一九八三年)
- (24) 『中世社会の基本構造』(創元社 一九五八年)所収。
- (25) 『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七二年)